

関係者各位

お 知 ら せ

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税について（確定措置）

本日、大韓民国（以下「韓国」という。）産炭酸二カリウムに対して不当廉売関税を課する政令（「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第177号）」）が公布されました。

この政令は、韓国産炭酸二カリウムについて、不当廉売関税の課税を求める申請書の提出を受けて実施された調査において、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、不当廉売関税を課するものです。

今後、本年6月24日から令和8年6月23日までの間、韓国産炭酸二カリウムに対して、不当廉売関税が課されることとなります。

これまでの暫定措置と比較し、課税物件及び不当廉売関税率に変更はございませんので、引き続き、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門へ照会願います。

記

1. 課税物件

関税定率法別表第2836.40号に掲げる物品のうち韓国産の炭酸二カリウム

2. 不当廉売関税率

30.8%

3. 適用期間

5年間（令和3年6月24日から令和8年6月23日まで）

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門

電話番号：078-333-3086